

上下審 第7号
令和7年1月15日

東秩父村長 高野 貞宜 様

東秩父村上下水道事業審議会
会長 眞下 春男

簡易水道事業及び合併処理浄化槽設置管理事業の使用料改定等について（答申）

令和6年10月23日付け上下審第4号で諮問されました標記について、当審議会
で審議を行った結果を別紙のとおり答申します。

1 答申内容

当審議会は、村長から諮問された内容について、委員 10 名で簡易水道事業及び合併処理浄化槽設置管理事業の現状と課題について整理し、適正な料金水準、事業内容について 3 回に渡り慎重に審議を行った。

簡易水道事業においては、将来にわたり安全な水を安定供給するため、経営改善を図る必要があることから、次の結果に至った。

- ・ 施設老朽化に伴う維持管理等経費の財源を確保しつつ、経営状況の改善を図るため、20%程度の料金改定はやむを得ないものであること。
- ・ 改定時期は、十分な周知期間を設けたうえで令和 8 年中が適当であること。
- ・ 料金体系は、従来どおり二部料金制とするが、「用途別料金」から「口径別料金」に改め、「逡増型段階別従量料金」は、継続することが妥当であること。
- ・ 基本水量制については、施設負荷を考慮し、月 10 m³から 5 m³にすることはやむを得ないものであること。

合併処理浄化槽設置管理事業においても簡易水道事業同様に経営改善を図る必要がある。また、当事業は生活排水の適切な処理を担っており、荒川水系の一級河川槻川の最上流部で生活や活動する村民にとって重要な事業であることから、次の結果に至った。

- ・ 小型化された合併処理浄化槽（以下「小型浄化槽」という。）の採用については、一長一短の部分があるため、更なる調査研究を重ねる必要性があること。
- ・ 公共浄化槽を設置する際の分担金については、物価高騰の影響を受けやすいため、定額制から定率制とし、整備事業費の 1 割にすることが妥当であること。
- ・ 帰属制度については、生活排水の適切な処理を推進するために必要な制度であることから、個人で設置した合併処理浄化槽を村の公共浄化槽として管理することで法定検査受検率の向上を図られたい。
- ・ 帰属制度に伴う更新工事においても、前述同様の理由から、個人と村の負担を考慮し前向きに導入を検討すること。
- ・ 公共浄化槽のうち一世帯にも関わらず 10 人槽を整備した世帯に対し、負担軽減を図るために人槽緩和をして公共浄化槽に入れ替える事業においては、小型浄化槽の導入と併せて行うべきであり、引き続き検討を要すること。

- ・ 料金体系は、これまで定額制の「使用料」と従量制の「清掃料」とで二部料金制としていたが、清掃料を平準化し、定額制にすることで一部料金制が可能であり、清掃料の料金明確化のため前向きに導入を検討すること。
- ・ 料金となる使用料においては、令和 5 年度末時点の村の公共浄化槽普及率が 37%と低い数値であることから、一般会計からの多額の補助金を当事業会計に投入することは公平性に欠けると考えざるを得ない。このことから、修繕割合に基づき、個人宅 10%、法人 20%、公共施設 30%程度の料金改定を実施すべきである。ただし、周知及び料金の平準化には十分な期間を設けること。なお、料金の平準化を経て改定を行うこと。
- ・ 改定時期は、令和 9 年中が適当であること。

2 答申理由

(1) 簡易水道事業の経営改善及び施設老朽化対策に向けての料金改定

本村の簡易水道事業は、給水人口の減少に伴う料金収入の減少及び老朽化した施設の更新や維持管理に伴う経費の増加により、経営状況は非常に厳しく、早急に改善を図る必要がある。

今後も安全な水を安定供給していくためには、施設の更新や耐震化が必要であるが、これらは多額の予算と長い事業期間を要するため、更新に着手するまでの間は、老朽化した既存施設を適切に維持管理していくことが重要である。このため、料金改定を行い、収益的収支の改善を図りつつ、施設の更新や耐震化を整備計画に則って着実に進められたい。

令和 5 年度決算では料金回収率は 37.9%であり、一般会計からの補助金に頼らざるを得ない状況になっている。本来であれば、適正な料金水準を確保し、料金回収率は 100%以上にすることが望ましいが、この場合、大幅な値上げとなり、使用者への経済的負担が大きくなり過ぎるため、今回の改定では、現在の物価高騰の社会情勢を鑑み、20%程度の料金改定に留めることが妥当であると判断した。

なお、料金を改定するに当たり、料金体系について見直しを行った。検討に際しては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 14 条第 2 項で規定されている「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」に基づき、明確さと公平性を重点的に議論した。

本村では、「用途別料金」及び「逡増型段階別従量料金」の二部料金制を採用している。用途別料金には「一般用」、「営業用」があるが、ともに同一単価で

設定しているため、自宅を営業用で使用する場合など、用途の設定根拠となる明確な基準等を設けて運用することが難しい状況である。一方、「口径別料金」は、使用する口径の大きさといった明確な基準に基づく料金設定である。使用している給水装置の能力に応じた費用負担となるため、明確さと公平性において、より優位である。

これらのことから、「用途別料金」を「口径別料金」に変更し、新たな料金体系として「口径別料金」及び「逡増型段階別従量料金」の二部料金制が妥当であると判断した。

(2) 合併処理浄化槽設置管理事業の事業見直しと経営改善に向けての料金改定

本村の合併処理浄化槽設置管理事業においては、普及率の低迷及び収支の不均衡により、事業内容及び経営状況を見直す必要がある。ただし、村内には公共下水道がなく、生活排水を処理するには、合併処理浄化槽を整備することが必要不可欠であり、最も有効な手段になっている。

公共浄化槽の普及率を向上させるために小型浄化槽の利点を生かし採用を検討したが、利点となる整備費が抑えられるものの、設置後の維持管理経費が従来の浄化槽よりも高く、使用者の負担を考慮し、継続審議事項とした。

なお、公共浄化槽以外の個人設置合併処理浄化槽においては、生活排水の適切な処理の観点から帰属制度が有効な施策であると判断した。さらに、帰属の際に老朽化等から更新が必要なものについては、公共浄化槽として更新できることを制度化しておくことで、使用者及び本村の将来にとって有効な施策となり得る。

また、公共浄化槽 10 人槽を整備したものの居住人員が減少したことにより維持管理経費の負担が大きくなってしまった世帯に対して、一定の分担金をいただき、5 人槽への入れ替えを行う整備事業を検討したが、この事業においては、整備費が抑えられる小型浄化槽と組み合わせて実施することがより効果的であると判断したため、継続審議事項とした。

3 付帯意見

- ・ 水道料金改定の実施に当たっては、使用者に対し、厳しい経営状況や料金改定の必要性について丁寧に説明すること。さらに、将来的に適正な料金水準を検討すること。特に今回の改定率が過去の改定率の中では高いことや物価高騰の社会情勢に留意し、十分な周知期間を設け、出来る限り理解が得られるよう取り組むこと。

- ・ 水道料金を改定する一方で、施設の統廃合や効率的な給水方法等を検討し、経費削減に努めること。
- ・ 今回の水道と公共浄化槽の料金改定から 5 年程度を目途に、適正な料金水準の確保に向け、今後の料金改定について検討すること。

4 最後に

簡易水道事業及び合併処理浄化槽設置管理事業は、村民にとって日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

本村の簡易水道事業では、村民に安全な水を安定的に供給するため、適正な水質の維持に努められている。合併処理浄化槽設置管理事業では、生活排水の適正な処理の促進のため、生活環境の保全、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に取り組まれている。

これからも、村民や使用者の視点に立ち、信頼される事業になるよう尽力されるとともに、健全な経営を目指し、簡易水道事業においては、安全・安心な水道水の安定供給に引き続き努められたい。合併処理浄化槽設置管理事業においては、荒川水系の一級河川槻川の最上流部に生活及び活動する村民の使命であることを念頭に置き事業を推進されるよう望む。